

# 経営者のための やさしい企業年金教室

2018年8月28日

## 27 時限目：老後資金が準備できる選択制確定拠出年金

選択制確定拠出年金(DC)が、セミナーなどで大きく取り上げられ、「企業年金制度が、企業の新たな負担なしに導入できる」として注目を集めています。しかし、選択制DCの最大のメリットは、老後資金を効率的に準備できることにあります。

### ■選択制DCの仕組み

導入には、給与規程の変更が必要になります。給与の一部を減額し、その分を手当(例えば「生涯設計手当」とする)に振り替えて、DC掛金の原資とします。ただし、この手当をDCの掛金に充てるかどうかは、従業員の選択となります。全額をDC掛金とすることもできますし、一部だけを掛金とすることもできます。

また、DCに加入したくない場合には、全額を給与として受け取ることもできます。そうす

れば、従来通りの金額を給与として受け取ることになります。(下図参照)

<選択の例>

生涯設計手当を3万円とした場合

- ・DC掛金3万円、給与受取0円
- ・DC掛金2万円、給与受取1万円
- ・DC掛金0円、給与受取3万円

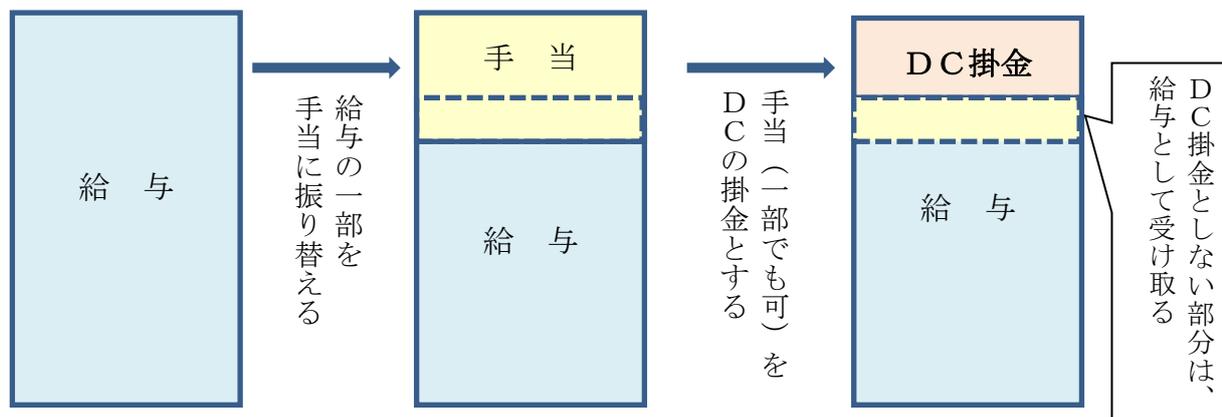
※選択は千円単位でできるのが一般的

### ■選択制DCのメリット

①従業員側

- ・社会保険料や所得税・住民税が軽減できます。
- ・運用益には所得税・住民税がかからないので、効率的に老後資金の準備ができます。
- ・年金で受け取ると「公的年金等控除」が、一時金で受け取ると「退職所得控除」が適

【イメージ図】



# 経営者のための やさしい企業年金教室

用され、税制上の優遇措置が受けられます。

## ②企業側

- ・新たな負担なしにDC制度の導入ができます。退職金制度がない企業では退職金制度（企業年金制度）の創設となり、求人等での有利となります。
- ・従業員のDC掛金相当額の現金給与が減少しますので、社会保険料の負担が軽減されます。

## ■選択制DCの留意点

### ①従業員側

- ・DC掛金分の現金給与が減少しますので、標準報酬の等級が下がり、将来受け取る厚生年金が減額する可能性があります。なお通常は、社会保険料、所得税・住民税の減少でカバーできます。
- ・残業代が減る可能性があります。給与規程で減少しないよう対応することは可能です。
- ・失業給付が減少する可能性があります。
- ・途中で掛金額を変更することは可能ですが、0円とすることはできません。  
※DC未加入の従業員が、後から加入することは可能です。
- ・原則として60歳以降にならないと受け取れませんので、老後資金の準備が主目的となります。

### ②企業側

- ・DCの運営費負担が発生します。

## ■老後資金は不足する

老後の生活費は、公的年金の支給額だけでは不足と言われていています。総務省の家計調査年報平成29年版によると、高齢夫婦無職世帯の毎月の支出は264千円です。それに対し、収入は公的年金等から192千円、その他17千円の合計209千円です。毎月55千円が不足することになります。老後生活を20年とすれば13百万円ものお金が不足することになります。

この不足分を退職金や自助努力で準備する必要があります。選択制DCは老後資金を準備する有利な手段ですので、従業員に加入する機会を提供することが、企業には求められています。まだ選択制DCを導入していないのであれば、ぜひ導入を検討することをおすすめします。

◇企業年金相談センター（NPO法人企業・団体支援日本FP協議会） 葉山 俊夫